

## 「ホワイト物流」推進運動 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
株式会社イトーキ	代表取締役社長	平井 嘉朗	東京都	製造卸売業	https://www.itoki.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:

2019年9月30日

## (取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

## (法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

## (契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	・物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附随作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A ②	配送動態管理、自動配車システム等の導入	・配送動態管理システムを導入したことで、配車マンの管理工数削減が図れています。 ・今後、自動配車システム等を導入し配車効率を改善することでドライバーの負荷軽減を図ります。
3	A ④	荷主からの出荷情報等の事前提供	・荷主として、配送する場合には物流事業者の準備時間を確保するため、出荷情報等を早めに提供します。
4	A ⑨	荷主側の施設面の改善	・特に繁忙期、需要が集中するエリアには配送体制を整え効率化を図るとともに、荷待ち時間や荷役時間の短縮に取り組んでいます。
5	A ⑪	高速道路の利用	・現在も必要に応じ対応しています。
6	A ⑮	繁忙期の平準化	・繁忙期の配送量を平準化できるように、関係部門と一体となり取り組んでいます。
7	B ④	下請取引の適正化	・物流協力会社に対して発注する際は、下請法を遵守しています。
8	D ①	荷役作業時の安全対策	・荷役、配送、組立施工は、安全基準を盛り込んだ納入マニュアルにて作業を実施しています。
9	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	・大型台風、豪雨、豪雪等の異常気象や地震が発生した際やその発生が見込まれる際には、運転者の安全を第一に考え、緊急性・社会的要求性をセンター管理責任者が合理的に判断し、慎重に対応しています。
10	F ①	独自の取組	・働き方変革アクションプランを作成し実行することで、配送作業及びセンター管理作業の効率化に取り組んでいます。

PR欄

## 【Mission Statement 明日の「働く」を、デザインする。】

私たちは、心と身体の健康を維持し、高い生産性を実現しながら、力強い創造性を発揮し、そして価値あるイノベーションを生み出していく、そういった、人びとの「働く」という活動を支援していきます。私たちは、常に「人」を中心に据えた思考を持ち、明日へとつながる、新鮮で価値ある、充実した「働く」をデザインし、お客様の働く「空間」「環境」「場」づくりを実践していきます。